資 料 1

市長申立てに係る受任者調整について

市民後見人の受任要件に該当しそうな事案について、区でケース会議を開くか検討委員会に諮った上で、市長申立てを行う（候補者欄に職種を記載）。その後、区から選任された専門職に対し、専門職と市民後見人の複数後見について案内文書を送付し、専門職後見人からセンターに市民後見人との複数後見に係る依頼書を提出してもらい、市民後見人を活用する。

①　区で市民後見人が将来的に承継できる事案かチェック	・市でチェックリストを作成（「専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る市民後見人の受任基準」を基に作成する） 全て該当した事案を対象とする（該当事案は各区1～2件を想定）。
②　区でケース検討会議を開く。 又は 検討委員会に諮り、説明を行う。	・①に該当した事案については、「ケース検討会議への専門職派遣」を利用し、区でケース検討会議を開く、又は、検討委員会に諮り、区の担当者が説明する（オンラインでも可）。 ・資料は申立書の写しを使用する。
③　②の結果を受け候補者欄に職種（可能な場合は氏名も）を記載し、申立を行う。	・申立書の候補者欄に②の結果の専門職の職種（可能な場合は氏名も）を記載し、申立を行う。
④　申立の結果、選任された後見人に対し、区から市民後見人との複数後見に係る案内を送付する。	・区から後見人に対し、専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る案内チラシを送付し、後に市民後見人が承継できる目途が立ったときは、センターに複数選任の依頼書を提出してもらうよう協力を依頼する。

資 料 1

市長申立てに係る受任者調整について

区が依頼する事案

市民後見人の受任要件として必須とするものは下表のとおりとしているが、区が受任者調整する場合には少なくとも下表の3及び4に該当しているものとする。後見人就任後、後見人が1及び2の項目についても確認がとれ、1～4全ての項目に該当したとき、後見人からセンターに調整依頼書を提出し、市民後見人の受任者調整を行っていく。

1	**成年被後見人等（本人）への説明と意思確認を行っていること。** ・本人の判断能力に関わらず意思決定支援を基本とした説明を行う。 ・意思の表明が可能であれば、本人が市民後見人の追加選任や将来的に成年後見人等の交代があることに拒否がない。	後見開始後に後見人が確認（1～4）
2	**親族や関係者への説明を行い、反対されていないこと。** ・キーパーソンとなる親族や関係者に対して、市民後見人の追加選任や将来的に成年後見人等の交代があることを説明し反対されていない。	
3	**第三者や親族間の対立、訴訟の係属等の紛争性がないこと。**	審判前に区で３及び４に該当するか確認。該当した場合、受任者調整の対象事案とする。（3～4）
4	**本人の生活状況・心身状態・支援内容が落ち着いていること。** ・虐待や緊急的な対応の必要がない。 ・収支状況が安定しており、今後の生活が問題なく送れる見込みがある。 ・本人に自傷・他害行為（暴力や暴言等）がない。 ・身上保護を中心とした支援である。 ・医療同意に協力可能な親族と連絡がとれる、または終末期医療等に関する本人の意向が確認できている。	

資料２

次回以降の地域連携ネットワーク推進会議に係る議題募集について

これまでの地域連携ネットワーク推進会議では、事務局において、議題を発案し協議していたが、より会議の活発化を図るために、１月下旬に開催予定の**第２回地域連携ネットワーク推進会議から**、次案のとおり、**各構成員から議題を募集したい。**

	現行	変更後
議題の発案	事務局	事務局及び構成員
議題の発案期限	―	開催日の１か月前
議題に係る資料作成及び説明	事務局	議題発案者

広島市成年後見利用促進センターの運営状況について

（件）

	R4年度	R5年度	R6年度
一般相談	255	325	302
専門職による **成年後見相談会**	31	37	20
保健・医療・福祉の 専門職を対象とした **成年後見相談室**	―	29	29
講師派遣	19	13	20
ケース検討会議への **専門職派遣**	1	0	5

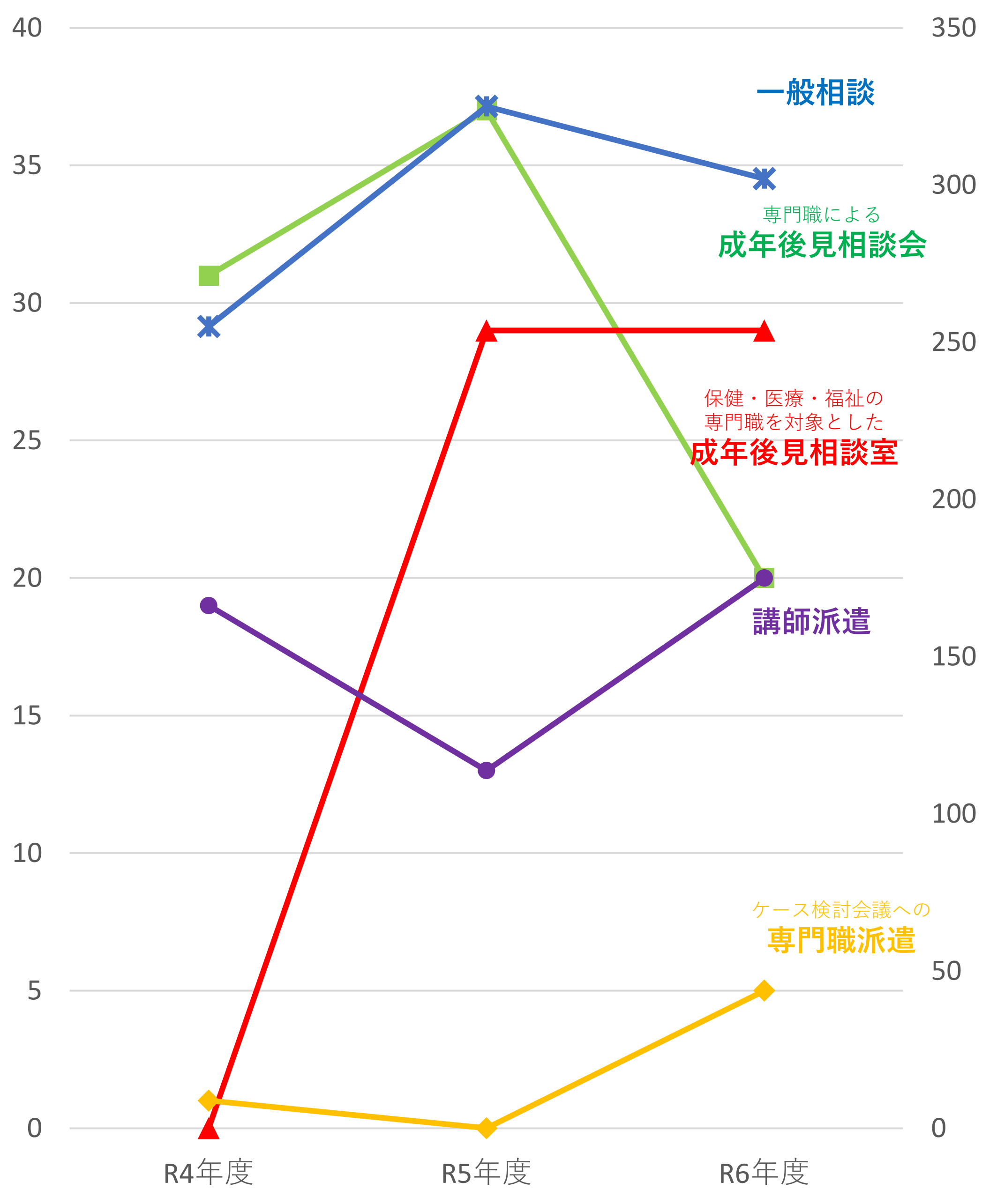

資料４−１

広島市市民後見人養成事業の実施状況について

⑴　市民後見人候補者バンク登録状況（R7.７月末時点）

区　分	平成２９年度（第１期生）	平成３１年度（第２期生）	令和３年度（第３期生）	令和５年度（第４期生）	合計
広島市市民後見人候補者バンク登録者数	１１	１８	3	１１	４３
「かけはし」生活支援員（※１）	9	１７	3	１１	４０
支援員未登録者数	2	1	0	0	3
「こうけん」後見支援員（※２）	0	0	0	0	0
市民後見人（市社協との複数後見）	1	1	0	0	2
市民後見人（専門職との複数後見）	0	0	1	0	1
市民後見人（単独受任）	0	0	0	0	0

※１　広島市市民後見人候補者バンク登録者のうち、権利擁護活動希望者を登録している。
※２　広島市市民後見人候補者バンク登録者のうち、法人後見の支援員として活動する者をいう。

⑵　令和７年度広島市市民後見人養成研修について

　令和７年６月１３日に実施した令和７年度広島市市民後見人養成研修事前説明会では、４４名が参加し、実際にレポートの提出があった者は１９名。
　現在、そのうち１４名が基礎研修を受講予定である。

広島市市民後見人の活動状況について

（R7.7.31時点）	本人	活動期間	現在の状況	単独受任に向けた今後の展望など
市民後見人A （70代/男性）	80 代 / 男性 【後見】	① 複数後見（法人） R3.1～現在 （4 年 6 か月） ② 単独後見 ―	定期的に本人を訪問して面談し、施設職員に本人状況等を確認している。また入所費用等の支払いや行政への手続等行っている。	市民後見人は体調に不安があり、当面は複数後見を継続する予定。
市民後見人B （60代/女性）	90代 / 女性 【後見】	① 複数後見（法人） R5.4～R7.4 （2 年） ② 単独後見 ―	R7年1月に本人死亡。死後事務等対応し、R7年 6 月に後見終了。	―
市民後見人C （50代/女性）	70 代 / 男性 【後見】	① 複数後見（専門職） R6.10～現在 （0 年 8 か月） ② 単独後見 専門職後見人が辞任次第開始予定。	定期的に本人を訪問して面談し、施設職員に本人状況等を確認している。また入所費用等の支払いや行政への手続等行っている。	後見事務が適切に行えており、単独受任に向けての市民後見人の意欲も高いことから、専門職後見人の辞任を検討している。
市民後見人D （60代/女性）	90代 / 女性 【保佐】	① 複数後見（法人） R7.6～現在 （0 年0か月） ② 単独後見 ―	選任後、本人との顔合わせを行い、本人訪問を開始した。	本人の受け入れもよく良好な関係性が築けつつある。今後は順次、銀行や行政関係手続を行う。

広島市成年後見等報酬助成対象者の拡大について

概　要

国から生活保護受給者以外の低所得者についても広く助成の対象とするよう見直しを求められていたこと等を踏まえ、令和6年7月1日から次のとおり制度拡充を行った。

改正前	改正後
生活保護受給者等	生活保護受給者等（変更なし）
収入・資産等の状況から生活保護受給者等と同等の状態であると認められる者	次の全ての要件に該当する者 **【拡 充】** **①市民税非課税世帯** **②本人の年間収入が150万円以下** **③本人の預貯金が350万円以下** **④本人が扶養を受けていない。** **⑤本人が活用できる資産を有していない。**
18件	**37件**

実　績

区分	高齢	知的	精神
実績（R6.7～R7.6）	22	6	9

（参考）令和5年度における改正前の助成対象者に係る実績

区分	高齢	知的	精神
実績（R5.4~R6.3）	14	0	4

資料６

民法の改正（成年後見関係）に関する中間試案について

主な検討事項

中　間　試　案
○ 法定後見の開始の要件及び効果等 甲　案：現行の後見・保佐・補助の三類型の開始の要件を基本的に維持しつつ、後見の対象者は保佐・補助も利用できるようにする。 乙１案：①判断能力が不十分である者、②特定の事項について保護する必要、③原則として本人の同意を要件として、成年後見人等に当該本人に必要な特定の事項について代理権・取消権を（個別に）付与する類型の法定後見を開始する 乙２案 ：乙１案の類型に加え、①判断能力を欠く常況にある者、②保護する必要を要件として、成年後見人等に一定の権限（現行の成年後見人の包括的な代理権等よりも狭い権限）を付与する類型の法定後見を開始する案 **○ 法定後見の終了** 法定後見の開始において保護する必要を要件とする場合には、判断能力が回復したときでなくても、保護する必要がなくなったときに法定後見を終了する。 （法定後見の開始において保護する必要を要件としない場合には、判断能力が回復したときに限って法定後見を終了する。） **○ 法定後見に関する期間** 甲　案：期間を設けない 乙１案：家庭裁判所が法定後見を開始する際に期間を定め、その更新がない限り、期間満了時に法定後見が終了する。 乙２案：成年後見人等に家庭裁判所に対して定期的に法定後見の要件の存在について報告することを義務付けた上で、要件がなくなったときは法定後見を終了させる。
○ 成年後見人等の選任 ・本人の意見を重視すべきであることを明確にすることを引き続き検討 **○ 成年後見人等の解任（交代）** 甲　案：現行法の解任事由（不正な行為、著しい不行跡など）を維持する。 乙　案：現行法の解任事由がない場合であっても、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭に、新たな解任事由を設ける。 **○ 成年後見人等の職務及び義務** ・成年後見人等が本人の意思を尊重することの内容（例えば、本人に必要な情報を提供し、本人の意思を把握することなど）を明確にすることを引き続き検討
○ 任意後見人の事務の監督の開始 ・本人が任意後見契約の際に公正証書において指定した者に申立権を認めるなど任意後見人の事務の監督を開始する申立権者の範囲について引き続き検討